

# 憲法しんぶん 速報版

発行 憲法改悪阻止各界連絡会議 (憲法会議)

Eメール mail@kenpoukaigi.gr.jp TEL03-3261-9007  
ホームページ http://www.kenpoukaigi.gr.jp FAX03-3261-5453

2025年6月16日(月)

NO. 1587号

本号3頁

衆院憲法審査会

## 幹事懇談会に出された「改憲5会派」の「骨子案」は、自民党の総務会で確認されなかったもの!!

12日、今国会最後の衆院憲法審査会が「今国会の振り返りと今後の進め方」とのテーマで審議されました。そのなかで大きな争点となったのが、審査会前の幹事懇談会に出された、「五会派の幹事、オブザーバーによる」国会機能維持条項の骨子案についてでした。幹事会は議事録の残らない非公開で行われています。骨子案は、「選挙困難事態」の認定要件を、自然災害や感染症のまん延、武力攻撃、テロや内乱などで国政選挙が困難と認められたときに適用する、適用された場合、国会議員の任期を延長後の選挙期日の前日まで延長するとしました。そして、参院の緊急集会の機能拡充も盛り込んでいます。議員の国会登院が難しいときはオンライン出席も可能と明記しました。

審査会では、骨子案を提出した自民党の船田元氏は、幹事会のあとの衆議院憲法審査会で「より条文に近い形に深掘りしたものであり、次のステップに向けた大きな前進だ。議論を深め、改正原案に近づけていきたい」と述べました。

維新の会の馬場伸幸氏は「骨子案を土台に改憲原案の作成に入るべきだ」と主張。国民民主党の浅野哲氏は骨子案をもとに中間整理などの作業を進めるよう求めました。

これに、立憲民主党の武正公一氏は「東日本大震災と同じ規模の地震が起きたとしても現行の繰り延べ投票で対応可能であり、『選挙困難事態』の立法事実はない」と述べ、任期延長のための憲法改正には慎重な立場を示しました。また、同党の津村啓介氏は、次のように指摘しました。

これは自民党総務会の了承を経ることなく、十分な党内手続を経たものではありません。参議院選挙を控え、参議院選挙向けのむなしい政治的パフォーマンスにすぎず、本審査会の六か月の議論を踏まえたものとは到底言えないものです。

れいわ新選組と共産党は、憲法改正は必要ないという立場から骨子案を批判しました。

大石委員は、次のように質問しました。

出されてきたやつ、これなんですけれども、こんなもの、生煮えで出してきた、本当にばかき加減が露呈していますからね。それで、お伺いします。幹事会でも私は聞きましたが、自民党の田幹事、これを出されましたけれども、結局、党内手続は取れなかったんですね。これは会派としての意見でよろしいですか。

その点を問われた自民党の船田与党筆頭幹事は、つぎのように苦しい言い訳を続けていました。

参議院の方で、緊急集会の射程について、あるいはその権限について意見の食い違いが若干ございましたので、そういう意味で、今回は、衆議院の現場の幹事、オブザーバーで決定をした、そういう合意の内容という形で、念のための措置をいたしました

## 自民党 10日党会合で協議 「参院選に悪影響を与える」などの反対論が噴出

衆院5党派の結束は強いが、任期延長の改憲が実現するかは見通せません。「参院の緊急集会」の役割が軽視されることへの懸念が参院で根強いためです。

自民が10日の党会合で骨子案提示について水面下で協議したところ、参院自民の出席者から「参院選に悪影響を与える」などの反対論が噴出したという。

11日の参院憲法審の幹事懇談会に出席した立民関係者も参院自民の不満を暴露。幹事懇後、記者団に「自民側は、参院選で参院をないがしろにするようなことをやるのかという感じで、『選挙前に余計なことをしやがって』みたいなことを言っていた」と明かしました。

## 維新の馬場氏、立憲小西氏の衆院法制局長の誤りを指摘した件で質問したが・・・

もう一つが、下記の「資料」に示した4月16日の参院憲法審査会での立憲小西氏の衆院法制局長の誤りを指摘した件で、維新の馬場氏が「小西議員は、参議院の憲法審査会において、参議院の緊急集会に関する七十日限定説、無限定説を分類、整理して紹介する衆議院憲法審査会事務局の資料や橋局長の説明について、事実と法理に反する見解とか、曲解、暴論などと口を極めて罵った上で、我々五党派の誤った見解を支えていると非難し、Xでも同様の誹謗中傷を続けています」と、批判し、質問しました。

これに、橋衆院法制局長も発言し、「私から長谷部先生に直接にそのお考えをお伺いをし、長谷部先生からメールで御教示いただいた文章をそのまま御紹介させてもらったものです」と述べました。衆参憲法審査会での長谷部参考人の発言そのものではなく、その後のやり取りのメールの中で長谷部氏が「ご教授」したものを紹介した」と発言したのです。とんでもありません。参考人質疑で述べていないことを、「メールのやり取り」で聞いた「ご教授」を紹介したとは解せません。

その後、れいわの大石氏が「私は、橋法制局長に、この件で直接、お電話で事情説明、伺うことができたんですね。でも、橋法制局長は非常に主体的で、小西洋之議員のことをすごい怒っていて、あの小西洋之がと呼び捨てにして怒ってはったんですね」等の発言が飛び出しました。

馬場氏の質問は橋氏をホローする気持ちだったのかなと思ったのですが、結局、橋氏の人物像が明らかになるなど、真逆の効果が生まれてしまいました。

## **資料** 立憲の小西洋之氏 衆議院法制局の説明及びその補訂版資料の過ちを指摘

4月16日の参院憲法審査会で、次のようなやりとりがありました。

○小西洋之君 54条1項の40、30日の規定は二項の緊急集会の開催期限を法的に制限する法規範であるとの理解、すなわち、これらの条文の連関構造という見解を前提にして、2027年常会の長谷部恭男先生の衆参憲法審での御意見について、総選挙の実施が見通せるような場合には、条文の姿形を前提とすれば、原則として期間限定はあるのだろう、しかし、そのようなことは言っていられない場合には期間限定はないということになるはずである、その結果、全体として煎じ詰めれば、期間限定はないということになると長谷部先生がおっしゃっていると見る見解がありますが、参議院法制局長として、長谷部先生の会議録でこのようにおっしゃっている箇所が存在すると考える場合はどこの箇所であると考えますでしょうか。

○法制局長（川崎政司君） 第211回国会の衆参の憲法審査会の会議録を私なりに確認しましたが、長谷部恭男参考人が、御指摘の文言どおりの発言をし、あるいは全体として御指摘のような見解を述べている箇所は見当たりませんでした。

○小西洋之君 衆議院憲法審では、本年に突如として衆議院法制局長が54条の連関構造説なる独自説を説明し、長谷部先生は、連関構造説に基づく70日限定説だが、緊急事態の法理によって無限定説に立つという先ほどの説明を行いました。しかし、これは、ただいまの参議院法制局長答弁にあるように、事実と法理に反する見解であると言わなければなりません。

そして、小西氏は、次のようにも述べています。

衆議院法制局の説明及びその令和5年版及び本年の補訂版資料の過ちについては、前回は指摘しましたが、先ほどの参議院法制局長の答弁で明確に否定されたように、従来の樋口陽一先生らや高辻法制局長官らの学説等を70日間限定説に勝手に位置付け、長谷部先生や土井先生を含む多数の学説を40日間限定説なるものにも位置付けるなど、不可解極まりないものになっております。誠にゆゆしき事態と申し上げなければなりません。

## **「違法捜査」確定へ 大川原化工訴訟、警視庁・東京地検上告断念**

機器の不正輸出の疑いをかけられた機械メーカー「大川原化工機」（横浜市）への捜査が違法だったとして、東京都（警視庁）と国（東京地検）に計約1億6600万円の賠償を命じた東京高裁判決について、都と国は上告期限の11日、上告をしないと発表しました。高裁判決が12日に確定します。警視庁と検察は、当時の捜査を検証するとし、逮捕・起訴した同社社長らに今後、直接謝罪する意向も示しました。

5月28日の高裁判決は、警視庁公安部の捜査や逮捕、東京地検の起訴について、一審に続き違法性を全面的に認めました。

上告断念の理由について、警視庁は「判決を精査した結果」、地検は「控訴審でも起訴が違法と判断されたことを真摯に受け止めています。判決を覆すのは困難と判断した」と説明。警視庁、地検ともに、「関係者に多大なご負担をおかけしたことをおわびする」とコメントしました。

発表によると、警視庁の検証はナンバー2の副総監をトップに、警視庁幹部を含めた13人の態勢で行うとしています。関係者への聴取などをして問題点を検証し再発防止策を示すという。検察の検証は、最高検が担い、起訴に至った経緯などを調べる見通しです。

大川原化工機側は第三者による検証を求めていましたが、警察と検察の検証に外部の有識者らは入っていません。

大川原化工機の社長ら3人は2020年、軍事転用可能な噴霧乾燥機を許可なく輸出したとして、外国為替及び外国貿易法違反の疑いで逮捕・起訴され、21年に起訴が取り消されました。

高裁判決は、公安部や地検が追加実験などをしていれば、不正輸出に当たらないと判断できたなどとして捜査の違法性を認定。逮捕や起訴についても、合理的な根拠がなく違法だと結論づけていました。

## **維新離党した増山兵庫県議への問責案可決へ 兵庫県議会**

齋藤元彦兵庫県知事の疑惑告発文書問題で、昨年11月の県知事選期間中に、県議会調査特別委員会（百条委員会）の非公開会議の音声データを外部に提供したとして、主要4会派が百条委の元委員、増山誠県議（47）に対する問責決議案を共同で提案する方針を固めたことと報じられています。決議案は、法的拘束力を持たない。6月定例会最終日の12日に提案され、可決される見通し。

主要4会派は自民党、維新の会、公明党、立憲民主党議員らでつくる「ひょうご県民連合」。元百条委副委員長岸口実県議（60）についても、自民が問責決議案を提案し、公明と県民連合が賛成する方向で調整しているとか。

増山氏は昨年10月に非公開で開かれた百条委の音声データを政治団体「NHK党」（旧NHKから国民を守る党）の立花孝志党首（57）に提供。岸口氏は百条委の元委員の竹内英明氏＝1月に死亡＝が齋藤氏を陥れた「黒幕」などとする文書について、立花氏への提供に関わっています。

増山、岸口両氏は維新から処分を受けて離党し、地域政党「躍動の会」を立ち上げました。

### **維新では齋藤知事の問題を巡っての「兵庫維新の会」の対応に関する報告書で混乱**

日本維新の会が一部公表した、兵庫県の斎藤知事の問題を巡っての、「兵庫維新の会」の対応に関する報告書について、10日の維新の党内会合で、藤田前幹事長が「なんで僕に聞かないのか」と抗議する一幕があったと報じられています。別の議員も、岩谷幹事長に詰め寄って撤回を求めたとも。

斎藤知事の疑惑について、地方組織「兵庫維新の会」に所属していた県議らが、非公開情報を外部に漏えいした問題などを受け、維新は、検証のための委員会を設置し、報告書の一部を9日、公開しました。

報告書では、去年、斎藤知事が県議会で不信任決議を受けて失職、その後再選された知事選挙などへの一連の対応について、「衆院議員たちが自らの選挙に影響するとして、アドバイスの域を超え決定に参加し、声高に主導した」と指摘し、ガバナンス（組織統治）の欠如を生じさせた結論づけています。

維新が公表した報告書を巡り、国会内で10日に開かれた維新の衆院議員の代議士会で、幹事長として当時対応に当たっていた藤田氏は「実態と全く違う。なんで全部知ってる僕に聞かないのか。おかしいじゃないですか」と、自身にヒアリングがなかったことに疑問を呈しました。

藤田氏は、当時の馬場代表の指示で、兵庫維新をサポートしたと経緯を説明し、当時の対応にガバナンスが欠如していたなどの報告書内容に異論を唱えました。その上で「私が記憶する限りでは瑕疵はない。あの報告書の出し方はフェアじゃないし、ガバナンス委員会のガバナンスが問われる」と抗議したのです。

これに馬場氏や藤田氏の旧執行部に近い、浦野靖人衆院議員も、「今出ている報告書は撤回でいいか」と加勢し、衆院本会議の時刻が迫って会合が打ち切られると、報告書をまとめた現執行部の岩谷幹事長に詰め寄り、報告書の撤回を求めました。

岩谷氏は、報告書の非公開部分も藤田氏に見せると約束し、「藤田さんと調査結果を見ながらコミュニケーションを取りたい」と答えましたが、撤回には応じませんでした。

## **上脇教授が斎藤知事らを守秘義務違反等の疑いで神戸地検に告発状提出**

また、斎藤知事をめぐっては、神戸学院大学の上脇博之教授が6月10日、井ノ本元総務部長と斎藤知事・片山安孝元副知事について、情報漏えいとそれをそそのかした地方公務員法の守秘義務違反などの疑いがあるとして、神戸地検に告発状を提出しました。

## **ロス抗議デモが全米21都市に拡大…**

米国のトランプ大統領による移民摘発強化に対するカリフォルニア州ロサンゼルスでの抗議デモは12日、少なくとも全米21都市に広がりました。

抗議デモはこれまで、首都ワシントンやニューヨークなど主要都市で拡大しています。米CNNによると、12日時点で新たに米インディアナ州インディアナポリスやミズーリ州セントルイスでも確認されました。ロサンゼルスでは抗議デモの事態を收拾するため、夜間の外出禁止令が、前日に続き11日午後8時から12日午前6時まで実施されました。デモ隊が抗議活動を強行するなどし、市警は命令に従わなかった約80人を逮捕しました。

こうした中、カリフォルニア州の連邦地裁は12日、不法移民取り締まり強化への抗議デモを受けてトランプ大統領が命じたロサンゼルスへの州兵動員について、州兵の指揮権を州知事に返還するよう命じました。同州のギャビン・ニューサム知事は、知事と調整せずに行われた州兵の派遣は違法だとしてトランプ氏らを提訴していました。一方、トランプ氏の強固な支持基盤である南部テキサス州のグレッグ・アボット知事は12日、抗議デモに対処するため5000人以上の州兵を動員すると表明しました。